

担 当	岐阜労働局労働基準部監督課		
	監督課長	^{すなみ} 角南	巖
	監察監督官	^{なつまや} 夏厩	宗幸
	専門監督官	平林	健生
電話 058-245-8102 (直通)			

外国人技能実習生の雇用確保、適正な労働 条件確保のための協力要請について

—県内の第一次受入機関を対象として 2月13日に実施します—

外国人研修生・技能実習生受入制度は、我が国で培われた技術、技能移転を通じ、発展途上国の経済発展を担う人材育成を目的とする制度であり、岐阜県内の企業（第二次受入機関）が受け入れている技能実習生は約9,000名と、愛知県に次ぎ全国で2番目に多くなっています。

しかしながら、これらの外国人技能実習生受入企業の中には、長時間にわたる時間外労働や最低賃金に満たない低賃金の支払い等の不適切な労務管理等が行われている事例が数多く見受けられます。

また、現下の厳しい経済情勢の中、今後、技能実習の実施期間途中での解雇等技能実習制度の本来の目的が達せられない等の問題が発生することも懸念されています。

このような状況を踏まえ、県内の協同組合等第一次受入機関（142機関）に対し、技能実習生の雇用確保や傘下の第二次受入機関において適正な労務管理等の徹底が図られるよう、

- ① 岐阜労働局（局長 藤井龍一郎）から、技能実習期間中の雇用確保等に努めること
 - ② 技能実習生受入適正化推進会議（座長 粉山錚吾朝日大学大学院法学研究科教授）から、適正な労務管理を徹底するため、傘下第2次受入機関への指導を行うこと
- について、要請を行います。

1 日時等

- (1) 日時 平成21年 2月13日 午後2時から
- (2) 場所 岐阜市金竜町五丁目13番地 岐阜合同庁舎3階 岐阜労働局局長室

※ その他の受入機関については、同日付けで郵送にて要請文書を発送する。

(対象機関については、別添1参照)

2 岐阜労働局長からの要請について

- (1) 内容 (別添2参照)

① 受入企業（第二次受入機関）においては、予定された技能実習期間中の雇用の確

保及び技能実習の継続に最大限努めること

なお、事業活動の縮小などに伴い、やむを得ず休業を実施せざるを得ない場合は、中小企業緊急雇用安定助成金及び雇用調整助成金の活用を検討し、雇用の維持に努めること

- ② 労働条件の一方的な不利益変更は認められないことに留意し、労働条件を変更する場合には、その事情を懇切・丁寧に説明し、同意を得ること
- ③ やむを得ず受入れを中断せざるを得ない場合は、当該受入企業及び第一次受入機関は、技能実習生の希望を踏まえ、新たな受入企業の確保に努めること
- ④ 雇用におけるセーフティネット（労働保険、社会保険）は技能実習生についても等しく適用されることから、適切な手続・必要な援助を行うこと。
- ⑤ 現下の厳しい経済情勢を踏まえ、新たな研修生の受入は慎重に判断すること

（２）趣旨

現下の厳しい経済情勢の中、外国人技能実習生に関して、技能実習の実施期間の途中の解雇等により、当該技能実習生の生活への重大な影響や、開発途上国等への技能移転を図ることを目的とする技能実習制度の本来の目的が達せられない等の問題が懸念されることから、第一次受入機関に対し、傘下企業を含め適切に対応するよう要請を行うもの。

3 技能実習生受入適正化推進会議からの要請について（別添３参照）

（１）内容

- ① 研修・技能実習に係る契約、関係機関への提出書類、計画において記載された事項と実態が相違しないこと
- ② 外国人技能実習生については、労働基準法、最低賃金法等の関係法令を遵守すること
- ③ 特に賃金支払についてのトラブルを未然に防止するため、技能実習期間の預金通帳等の保管を行わないこと、賃金明細書の交付を徹底すること

（２）趣旨

外国人技能実習生の労働条件の適正化のためには、第一義的には、技能実習を行う各企業における労働基準法等関係法令遵守が求められるが、当該法令違反行為に関し、協同組合、団体等の第一次受入機関が関与している事例が少なからず認められ、第一次受入機関の代表者を労働基準法違反の共犯として書類送検する事案も発生している（別添４参照）。

このような状況を踏まえ、技能実習生等受入適正化会議において、傘下企業への大きな影響力を持つ第一次受入機関を通じ傘下企業の労働条件の適正化を図らせること

が効果的との意見の一致をみたことを受け、今般、要請を行うこととしたもの。

(参考)

技能実習生等受入適正化推進会議について（別添5 参照）

外国人技能実習生に対する不適切な労務管理が数多く行われている状況を踏まえ、各関係機関においては外国人技能実習生の労働条件確保に向けて取り組んでいるが、この問題を解決するためには、関係機関の緊密な連携、県民や受入機関に技能実習生等の受入適正化のためのコンセンサスの形成を図ることが重要との観点から、関係機関及び労使団体が参集して「技能実習生等受入適正化推進会議」を設立し、推進会議としてのメッセージを発出する等の取組を行っているもの。

※ 当日、会場にて取材を希望される場合は、事前に担当者まで連絡願います。

外国人技能実習生等一次受入機関要請先

番号	団 体 名	住 所
1	Gネット(協)	岐阜市中鶴1丁目128番地
2	建設足場事業(協)	羽島市舟橋町出須賀2丁目1番地
3	ファッションプロデュース岐阜(協)	関市戸田中蔵765-2
4	岐阜県既製服縫製(工組)	岐阜市藪田南1丁目11番12号
5	ファッションクリエイティブ岐阜(協)	関市戸田中蔵765-2
6	岐阜アクティブ(協)	岐阜市太郎丸2162番地103
7	岐阜国際同友(協)	関市武芸川町八幡7番地の1
8	岐阜ジェイシー衣料(協)	山県市高富2547-1
9	インターナショナルギフファッション(協)	関市戸田中蔵765-2
10	加茂技術クリエイト(協)	美濃加茂市古井町下古井2643番地の1
11	友好装研(協)	岐阜市上尻毛八幡19-1
12	東海プラスチック(協)	美濃市笠神1013番地
13	岐阜中小企業交流事業(協)	岐阜市上土居2丁目10番1号
14	東海美創(協)	岐阜市秋沢1-55-1
15	日本輸出刃物(工組)	関市平和通4丁目6番地
16	岐阜ティーオーシー(協)	瑞穂市只越字亀貝286-1
17	(協)ケイエムシー	関市西田原1495-5
18	東海友和ファッション(協)	岐阜市秋沢1-55-1
19	岐阜ファッションロード(協)	瑞穂市美江寺491-1
20	東海ソーイング技術(協)	大垣市直江町字沼197番地の1
21	岐阜長良ファッション(協)	岐阜市池ノ上町4-78
22	可茂縫製業(協)	美濃加茂市草笛町4丁目9番3号
23	(協)岐阜企業センター	岐阜市栄新町2-30
24	岐阜縫製(協)	掛斐郡大野町大字黒野561-1
25	東海縫研サポート(協)	岐阜市秋沢1-55-1
26	岐阜鉄工建設(協)	安八郡神戸町大字川西125-1
27	日中岐北(協)	岐阜市大洞1-1-16
28	(協)日中友好岐北縫製振興協会	岐阜市忠節町1-18
29	中部中小企業共栄会(協)	岐阜市打越546の2
30	東海エフアールビー(協)	加茂郡川辺町鹿塩字梶屋敷525番地の1の2
31	サンワーク(協)	岐阜市茶屋新田606番地1
32	岐阜テキスタイルテクニカル(協)	岐阜市権現町4番地の2
33	(協)岐阜県中国技術研修生受入協会	岐阜市六条東2-6-4
34	東海フロンティア(協)	岐阜市栗野東5丁目409
35	(協)日中友好岐阜県服飾技術協会	岐阜市六条北4丁目19番1号
36	岐阜プラスチック共栄(協)	岐阜県関市志津野2078番地4
37	日中友好繊維産業(協)	各務原市下中屋町1丁目106番地2
38	ファッションリンク岐阜(協)	美濃市亀野町3967
39	岐阜中央縫製(協)	岐阜市芥見清水191
40	関既製服縫製(協)	関市日の出町2-7-14
41	中部加工技術協同組合	岐阜市五反田町13
42	西濃ソーイング研究(協)	掛斐郡大野町大字黒野561-1
43	笠原陶磁器工業(協)	多治見市笠原町2105-4
44	エスティジー(協)	安八郡神戸町加納219-1
45	岐阜三共アパレル(協)	安八郡神戸町加納219-1
46	岐阜県家具技術開発(協)	羽島郡笠松町田代168番地
47	ソーイング・ワン(協)	本巣市仏生寺739-1-201号
48	東海建設業(協)	岐阜市上土居2丁目1番地1
49	岐阜中部ソーイング(協)	本巣郡北方町平成7-53
50	ファッション東海岐阜(協)	岐阜市前一色1-10-12
51	(協)日中友好岐阜県笠松縫製協会	羽島郡笠松町春日町15-1
52	西美濃衣料(協)	大垣市上石津町大字打上800
53	岐阜中部樹脂工業(協)	大垣市上石津町大字打上800
54	日中友好付知研修生受入(協)	岐阜市忠節町1-18
55	岐阜国際ソーイング(協)	岐阜市忠節町1-18
56	東海国際交友会事業(協)	岐阜市竜田町5丁目8番地
57	ファイバーテックス(協)	安八郡輪之内町大蔵135
58	東海モード(協)	岐阜市忠節町1-18
59	岐阜繊維(協)	岐阜市忠節町1-18
60	岐阜県日中友好既製服(協)	岐阜市忠節町1-18
61	日中友好糸貫ファッション(協)	岐阜市忠節町1-18
62	ファッション・アクア(協)	岐阜市柳津町南塚2-5-1
63	コクセン(協)	各務原市那加浜見町2丁目165番地

64	柳澤ソーイング(協)	岐阜市柳澤町丸野1-5-1
65	岐阜グローバルファッション(協)	羽島郡岐南町八剣北4-111
66	ファームネット岐阜(協)	瑞穂市美江寺306-1
67	(協)日中友好岐阜県縫製振興協会	岐阜市忠節町1-18
68	日中友好岐阜県アパレルソーイング(協)	岐阜市忠節町1-18
69	岐阜県建設土工(協)	岐阜市忠節町1-18
70	中部水産加工技術開発(協)	岐阜市茜部大川2丁目2番地の1
71	J・S・T岐阜(協)	岐阜市今嶺4丁目12番18号
72	(協)日中友好岐阜県縫製技術協会	岐阜市忠節町1-18
73	岐阜県木工建築(協)	岐阜市忠節町1-18
74	岐阜平成ソーイング(協)	岐阜市忠節町1-18
75	友愛時装(協)	瑞穂市牛牧378番地1
76	郡上アパレル(協)	郡上市八幡町稲成322
77	岐阜金属振興(協)	瑞穂市牛牧378番地1
78	岐阜ファッションアート(協)	山県市谷合1232-2
79	(協)スイトソーイング	安八郡神戸町大字更屋敷105-3
80	新栄国際(協)	各務原市大野町7丁目124番地
81	岐阜フレンズソーイング(協)	岐阜市忠節町1-18
82	岐阜丸美洋服(協)	岐阜市忠節町1-18
83	アクティブサポート岐阜(協)	羽島郡岐南町徳田2-30
84	岐阜西ソーイング(協)	岐阜市黒野647-1
85	岐阜住宅器具(協)	岐阜市忠節町1-18
86	ナショナルソーイング(協)	美濃市大矢田西出口118番地11
87	KGS(協)	岐阜市茜部寺屋敷2丁目10番地
88	ファッションアドバンス(協)	安八郡安八町中988-2
89	新和ソーイング(協)	岐阜市四屋14
90	大垣縫業研究(協)	安八郡神戸町大字和泉159-1
91	日中被服(協)	岐阜市太郎丸諏訪28
92	友誼アパレル(協)	不破郡関ヶ原町大字松尾301-29
93	美濃繊維(協)	岐阜市忠節町1-18
94	岐阜マテリアル(協)	岐阜市忠節町1-18
95	岐阜包装(協)	岐阜市笹土居町17
96	西友アパレル(協)	揖斐郡池田町田畑820
97	フレンドリーファッション(協)	岐阜市菊井町20
98	ファッションWINS岐阜(協)	岐阜市長良梅子3024
99	岐阜建築工業塗装(協)	関市植野517-1
100	日中友好西濃衣服(協)	岐阜市忠節町1-18
101	日中友好岐阜県服装(協)	岐阜市琴塚2-15-7
102	縫友会(協)	美濃市大矢田473-8
103	ウイズソーイング(協)	岐阜市長良城西町1-14
104	セントラルファッション(協)	岐阜市忠節町1-18
105	(協)日華異業種・産業システム	羽島市正木町森十丁目129番地
106	(協)岐阜モードグローブリー	岐阜市西川手1-39
107	岐阜建設施工技術(協)	岐阜市忠節町1-18
108	三川樹脂工業(協)	岐阜市忠節町1-18
109	岐阜繊維システム開発(協)	岐阜市中織1-128
110	岐阜県日中友好鉄工業(協)	岐阜市忠節町1丁目18番地
111	岐阜プラスチック(協)	揖斐川町清水1006-1
112	(協)岐阜長良縫製技術協会	岐阜市忠節町1-18
113	乙坂ソーイング(協)	大垣市上石津町乙坂203-4
114	岐阜アパレルファッション工房(協)	岐阜市安食1
115	岐阜県日中友好中部繊維(協)	岐阜市忠節町1-18
116	岐阜デザインプリント(協)	各務原市松本町2-451
117	スター・プラネット(協)	美濃市楓台46-1
118	岐阜セント(協)	岐阜市近島1-12-14
119	愛岐建設(協)	各務原市川島河田町924番地の7
120	さくらソーイング(協)	関市下白金759-3
121	(協)岐阜県中国技術研修生南受入協会	岐阜市六条東2-6-4
122	テキスタイルメイト(協)	羽島郡岐南町三宅9-97
123	AITO金属(協)	美濃加茂市草苗町4丁目9番3号
124	エフォート繊維(協)	岐阜市北島3-5-1
125	(協)日中友好西濃縫製技術協会	大垣市切石町1-15
126	岐阜中央ファッション(協)	岐阜市霊山1768-5
127	テクニカルターカイ(協)	岐阜市西部菱野1丁目49番地
128	アペルト岐阜(協)	山県市東深瀬722-1
129	美濃紙業(協)	恵那市長島町中野791番地の1
130	(協)B & P岐阜	岐阜市六条大溝一丁目5番1号
131	(協)日中友好各務原協会	各務原市鶯沼三ツ池町3-59

1	羽島商工会議所	羽島市竹鼻町2635
2	各務原商工会議所	各務原市那加根町2-186
3	高山商工会議所	高山市天満町5-1
1	山県市商工会	山県市高富2208-14
2	本巣市商工会	本巣市三橋1101-7
3	郡上市商工会	郡上市八幡町島谷130-1
4	海津市商工会	海津市海津町高須563-1
5	笠松町商工会	羽島郡笠松町春日15-1
6	養老町商工会	養老郡養老町高田3879-3
7	大野町商工会	揖斐郡大野町黒野924-1
8	神戸町商工会	安八郡神戸町神戸520-1（産業会館内）
142	総合計	

平成21年2月13日

外国人技能実習生第一次受入機関

代 表 者 殿

岐 阜 労 働 局 長

厳しい経済情勢下における外国人技能実習生の
雇用確保等について（要請）

時下益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、急激に悪化した経済情勢の下で、企業を巡る環境も厳しさを増している状態にあり、雇用情勢にも深刻な影響を及ぼしています。

このような状況の中、今後、開発途上国への技能移転を図ることを目的として我が国が受け入れている外国人技能実習生についても、技能実習の実施期間途中の解雇による生活への重大な影響や、技能実習制度の本来の目的が達せられない等の問題が発生することが懸念されます。

つきましては、外国人研修生・技能実習生の受入の一次受入機関である貴機関及び貴機関傘下の受入企業におかれましては、下記事項について御留意いただき、研修生・技能実習生が、当初の研修・実習計画を全うして帰国することができるよう、最善の御努力をお願いします。

記

- 1 受入企業（第二次受入機関）においては、予定された技能実習期間中の雇用の確保及び技能実習の継続に最大限努めること。

なお、事業活動の縮小等に伴い、やむを得ず休業を実施せざるを得ない場合は、中小企業緊急雇用安定助成金及び雇用調整助成金の活用を検討し、雇用の維持に努めること。

- 2 労働条件の一方的な不利益変更は認められないことに留意し、労働条件を変更する場合には、その事情を懇切・丁寧に説明し、同意を得ること。

- 3 やむを得ず受入れを中断せざるを得ない場合は、当該受入機関及び第一次受入機関は、技能実習生の希望を踏まえ、新たな受入企業の確保に努めること。
- 4 雇用におけるセーフティネット（労働保険、社会保険）は技能実習生についても等しく適用されることから、適切な手続・必要な援助を行うこと。
- 5 現下の厳しい経済情勢を踏まえ、新たな研修生の受入は慎重に判断すること。

平成21年2月13日

外国人技能実習生 第一次受入機関
代 表 者 殿

技能実習生等受入適正化推進会議
座長 初山 錫吾

外国人技能実習生の労働条件改善の要請について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、岐阜県は愛知県に次いで全国で2番目に多い外国人研修生・技能実習生が研修・実習活動に従事していますが、これらの技能実習生を受け入れている事業場（第2次受入機関）の中には法定の最低賃金、割増賃金を支払っていないものや長時間の残業を行わせているもの等の法違反が数多く見受けられます。

このような状況を踏まえ、岐阜労働局を始め関係機関においては、外国人技能実習生の労働条件確保に向け取り組んでいるところですが、この問題を解決するためには、関係機関の緊密な連携、県民や受入機関に技能実習生等の受入適正化のためのコンセンサスの形成を図ることが重要との観点から、関係機関及び労使団体が参集し、「技能実習生等受入適正化推進会議」を設立し、推進会議メッセージを発出するなど、外国人技能実習生の適正な受入れに向けた取組を行っています。

外国人技能実習生の労働条件適正化を図るためには、技能実習を行う事業場における労働基準法、最低賃金法等の関係法令の遵守が求められますが、違反が認められた事業場にその理由を聞くと「組合、団体（第一次受入機関）の指示による」と答える場合が少なからず認められています。

受入事業場は、第一次受入機関を通じて外国人研修生・実習生を受け入れるものであり、当該一次受入機関が不適正な指示等を行うことは、傘下事業場に与える影響が大きく、岐阜県内においては第二次受入機関のみならず、第一次受入機関代表者等を労働基準法等の共犯として送検された事例も発生しています。

外国人研修・技能実習制度は、我が国の技術・技能等を発展途上国に技術移転を行って国際貢献に資するという目的で創設されたものであり、安価な単純労働力として利用することは本制度の趣旨に反するものであり、許されるものではないことを改めて認識する必要があります。

つきましては、貴団体傘下の各二次受入機関が外国人研修生・技能実習生を受け入れるに当たり、違法・不適正な対応を行うことのないよう、下記事項について御指導をいただくことを要請します。

記

- 1 研修・技能実習に係る契約、関係機関への提出書類、計画等において記載された事項と実態に相違のないこと。

特に、

- ・ 研修・労働契約と異なる契約が存在する二重契約
- ・ 研修・技能実習計画と異なる職種での受入れ
- ・ 計画と異なる研修・技能実習の実施
- ・ 研修生の残業
- ・ 受入機関同士による名義貸し

等を行わせないこと

- 2 外国人技能実習生については、労働基準法、最低賃金法等の関係法令が適用されることから、これを遵守すること。

特に、

- ・ 母国語による労働条件の明示を行うこと
- ・ 最低賃金を下回ることのないよう適正な賃金支払を行うこと。また、管理費等の名目で不当な控除を行うことがないこと
- ・ 時間外、休日、深夜手当の割増賃金の適正な支払を行うこと
- ・ 長時間労働を行わせることがないようにすること
- ・ 賃金台帳、タイムカード等の関係書類を適正に記録、保存すること

を徹底すること

- 3 外国人技能実習生への賃金支払いに関するトラブル防止のため次の事項に留意すること。

- ・ 賃金明細書を交付すること
- ・ 要望があっても、預金通帳、キャッシュカード及び印鑑を預からないこと

技能実習生等受入適正化推進会議構成機関、団体
(座長 舩山 鍾吾 朝日大学大学院法学研究科教授)

- ・ 岐阜労働局
- ・ 名古屋入国管理局
- ・ 岐阜県
- ・ 岐阜県警察
- ・ (財)国際研修協力機構名古屋駐在事務所 (JITCO)
- ・ 日本労働組合総連合会岐阜県連合会 (連合岐阜)
- ・ (社)岐阜県経営者協会
- ・ 岐阜県中小企業団体中央会

技能実習生等第一次受入機関の送検事例

岐阜労働局

番号	送 検 年 月	事 案 の 概 要
事 例 1	19年 11月	県内の縫製業で働く中国人技能実習生から、基本賃金が毎月7万3,000円、時間外労働に係る賃金を1時間当たり300円と、最低賃金に満たない賃金しか支払いを受けていないとの申告があり、これについて、技能実習生の直接の就労先である第2次受入機関（縫製業）を指導する立場にある第1次受入機関（協同組合）が関与している疑いも認められたため、縫製業の工場及び事務所に加え、協同組合の代表理事の事務所等関連施設を一斉搜索し、関係書類を押収した。 その結果、縫製業事業主と協同組合代表理事は共謀の上、上記違反行為を行っていたことに加え、技能実習生を労働者として雇い入れるに当たり、逃亡をした場合には罰金50万円とする違約金を定める契約を結んでいたことが認められた。 このことから、縫製業者を最低賃金法違反及び労働基準法違反で書類送検するとともに、<u>協同組合の代表理事も共犯の疑いで書類送検。</u>
事 例 2	19年 12月	県内のプラスチック製造業で働く中国人技能実習生について、時間外労働に係る賃金を1時間当たり330円から500円と法定の割増率に満たない額で使用していること、時間外労働に係る協定の限度時間を超えて労働させていたことが確認されたが、時間外労働に係る割増賃金の一部不払いに関し、技能実習生の直接の就労先である第2次受入機関（プラスチック製造業）を指導する立場にある第1次受入機関（協同組合）の顧問が関与している疑いが認められたため、協同組合事務所の搜索を行い、関係書類を押収した。 その結果、縫製業事業主と第1次受入機関顧問は共謀の上、時間外労働の割増賃金一部不払いの違反行為を行っていたことが認められた。 このことから、プラスチック製造業者を労働基準法違反で書類送検するとともに、<u>協同組合顧問を共犯の疑いで書類送検。</u>

外国人技能実習生等の 適正な受入れを

外国人研修生・技能実習生の受入れは、わが国で培われた技術等を発展途上国に移転し、国際貢献に資するという目的で創設され、岐阜県内の企業には、外国人研修生が約 4,000 人、外国人技能実習生は約 8,000 人在籍しており、愛知県に次ぎ全国で 2 番目に多くの受入れを行っています。

これら技能実習生等は縫製関係を中心として実習活動に従事していますが、研修生が技能実習生に移行した段階で労働者となることから、技能実習生を受け入れるに当たり、受入企業は労働基準法等の関係法令を遵守する責務があることは言うまでもありません。

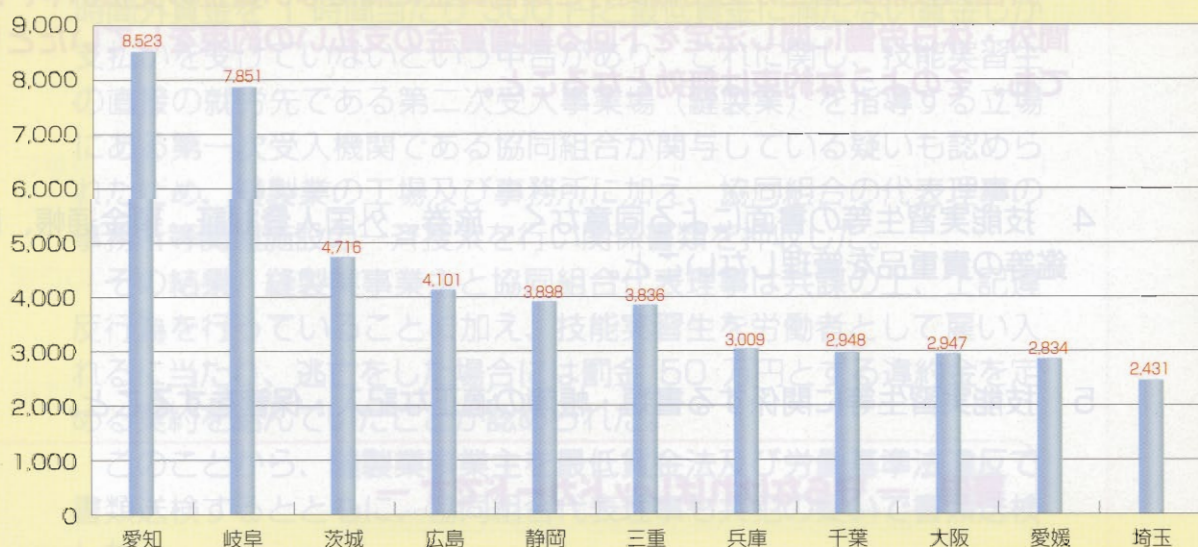
しかしながら、外国人技能実習生等を受け入れる事業場の中には、1 か月 100 時間を超える長時間残業や割増賃金の支払い等に関し不適切な労務管理等が行われている事例が数多く見受けられ、平成 18 年度に実施した監督指導結果をみると 8 割を超える事業場に違反が認められています。

また、賃金台帳を 2 種類作成し表向きは適正に賃金を支払っているように見せかけたり、賃金台帳に労働時間を記入せず、割増賃金の不適正な支払いが表面化しないよう操作するなど悪質な事例も目立ってきており、このような不正行為に第 1 次受入機関が加担した事例がみられるなど、制度の根幹を揺るがす極めて憂慮すべき状況になっています。

技能実習生等を受け入れる事業場におかれましては、関係法令を遵守いただき、外国人研修・技能実習制度の適正な運営を図っていただくよう、お願いします。



都道府県別技能実習生移行申請者数（2005 年度～ 2006 年度合計） 上位 11 府県



受入機関が守るべき最低限のルールです

- 1 外国人研修・技能実習制度は、わが国で培われた技術・技能・知識を発展途上国に技術移転を行って国際貢献に資するという目的で創設された国際的な人材育成制度であることについて十分に理解の上、安易に単純労働力の確保策として利用しないこと。
- 2 研修・技能実習に係る契約、関係機関への提出書類、計画等において記載された事項と実態に相違のないこと。

特に

- ① 研修・労働契約と異なる契約が存在する「二重契約」
- ② 研修・技能実習計画と異なる職種での受入れ
- ③ 計画と異なる研修・技能実習の実施
- ④ 研修生の「残業」
- ⑤ 受入機関間での「名義貸し」

等の不正行為は行わないこと。

- 3 外国人技能実習生については、労働基準法等労働関係法令が適用されることから、これを遵守すること。特に、労働条件の非明示、長時間労働、強制貯金、賃金不払（管理費等の名目で不当な控除を行うことを含む。）時間外労働・休日・深夜割増手当の不払、岐阜県最低賃金額未満の支払い等の法違反は絶対に行わないこと。

外国人技能実習生が送出機関等と最低賃金に満たない賃金の支払いや、時間外・休日労働に関し法定を下回る割増賃金の支払いの約束をしていたとしても、そのような約束は無効となること。

- 4 技能実習生等の書面による同意なく、旅券、外国人登録証、預金通帳、印鑑等の貴重品を管理しないこと。
- 5 技能実習生等に関する書類・帳簿の適正な記入・保管をすること。

警告 — 守らなければレッドカードです —

3～5に関連する労働基準法等違反が認められた場合は、労働基準監督署は、送検手続をとる場合があります。

こんな問題事例が発生しています



(監督指導事例)

低賃金及び書類の不正な作成

- 県内で働く縫製業の技能実習生からの申告により事業場を監督したところ、時間外労働協定で定める時間を超えて時間外労働を行わせていた上、時間外手当として 1 時間当たり 450 円しか支払っていないかった。

同社は賃金台帳を二種類作成するいわゆる二重帳簿を作成しており、表向きの賃金台帳には賃金から控除していた家賃や光熱費等は一切記入されていなかった。

また、賃金台帳には法定事項として労働時間数等を記入しなければならないが、これを行わないことで、法定を下回る時間単価が表面化しないように操作していた。

同社に対し、是正勧告を行った結果、技能実習生 5 名に対し総額約 482 万円の差額が支払われた。

(送検事例)

最低賃金法及び労働基準法違反で書類送検

- 県内の縫製業で働く技能実習生から基本賃金を毎月 7 万 3 千円、時間外賃金を 1 時間当たり 300 円と最低賃金に満たない賃金しか支払いを受けていないという申告があり、これに関し、技能実習生の直接の就労先である第二次受入事業場（縫製業）を指導する立場にある第一次受入機関である協同組合が関与している疑いも認められたため、縫製業の工場及び事務所に加え、協同組合の代表理事の事務所等関連施設の一斉搜索を行い関係書類を押収した。

その結果、縫製業事業主と協同組合代表理事は共謀の上、上記違反行為を行っていることに加え、技能実習生を労働者として雇い入れるに当たり、逃亡をした場合には罰金 50 万円とする違約金を定める契約を結んでいたことが認められた。

このことから、縫製業事業主を最低賃金法及び労働基準法違反で書類送検するとともに、協同組合代表理事も共犯の疑いで書類送検した。

(注) 監督指導、送検事例については、平成 19 年度実施分による。

■■■■■ 技能実習生等受入適正化推進会議について ■■■■■

広く県民や第1次、第2次受入機関に、外国人技能実習生等の受入適正化のためのコンセンサスの形成を図ることが重要であるとの観点から、岐阜労働局を始めとする関係機関及び労使団体が参集して平成18年12月に「技能実習生等受入適正化推進会議」を設立し、推進会議メッセージを発出する等外国人技能実習生の適正な受入れに向けた取組みを行っています

【技能実習生等受入適正化推進会議メッセージ（抄）】

◎受入機関に対する要請

技能実習生等受入機関においては、次の事項を遵守していただき、受入の適正化推進に取組んでいただくように要請します。

- 1 外国人研修・技能実習制度は、我が国で培われた技術・技能・知識を発展途上国に技術移転を行って国際貢献に資するという目的で創設された国際的な人材育成制度であることについて十分に理解の上、安易に単純労働力の確保策として利用しないこと。
- 2 「研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針」（平成11年2月法務省入国管理局公表）や「再研修及び交替制による研修に係る要件の明確化について」（平成18年3月法務省入国管理局公表）に十分留意の上、研修・技能実習の適正な実施を図ること。
- 3 研修・技能実習に係る契約、関係機関への提出書類、計画等において記載された事項と実態に相違のないこと。

特に、①研修・労働契約と異なる契約が存在する「二重契約」、②研修・技能実習計画と異なる職種での受入れ、③計画と異なる研修・技能実習の実施、④研修生の「残業」、⑤受入機関間での「名義貸し」等の不正行為はしないこと。

- 4 技能実習生については労働基準法等労働関係法令が適用されることから、同法令の遵守をすること。

特に、労働条件の非明示、長時間労働、強制貯金、賃金不払（管理費等の控除等の不当な賃金控除を含む。）、時間外・休日・深夜割増手当の不払、岐阜県最低賃金額未満の賃金の支払いに係る法違反については根絶をすること。

- 5 技能実習生に係る労働・社会保険等の未加入を解消すること。

技能実習生等の書面による同意なく、旅券、外国人登録証、預金通帳、印鑑等の貴重品を管理しないこと。

- 7 技能実習生等に関する書類・帳簿の適正な記入・保管をすること。

◎県民へのお願い

岐阜県は、全国で最も多くの技能実習生等を抱える都道府県です。

研修・技能実習制度は国際的な人材育成制度であり、その活用によっては岐阜県が国際貢献に誇らしく寄与できるものです。しかしながら、不適正な受入れによって多くの問題事例も発生させているのも事実です。

技能実習生等の適正な受入れを推進するためには、県民の皆様におかれては状況・実態のご理解と不適正な受入れを許さないという認識をお持ちいただくようお願いいたします。

平成18年12月4日

岐阜県技能実習生等受入適正化推進会議

岐阜労働局 名古屋入国管理局 岐阜県 岐阜県警察
(財)国際研修協力機構名古屋駐在事務所
連合岐阜 (社)岐阜県経営者協会 岐阜県中小企業団体中央会